

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	卸売業者の電子商取引の承認申請
概要	業務条例において、卸売業者は、市場内にある生鮮食料品以外の生鮮食料品を卸売してはならないこと となっていますが、電子商取引しようとする場合において市長が承認すればこの限りではありません。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第39条（昭和46年条例第40号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 中央卸売市場業務条例施行規則第61条（昭和47年規則第7号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第46条（昭和47年規則第8号） (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎ 次のすべての要件を満たす場合は承認します。 1. 卸売に参加する機会が市場の仲卸業者及び売買参加者に与えられること 2. 卸売をしようとする生鮮食料品等の引渡年月日、商品名、出荷者の氏名又は名称、卸売の数量、等階 級、荷姿、量目、その他市長が定める情報が提供されることが確実に認められること 3. 卸売をした生鮮食料品等の引渡方法が定められることが確実に認められること 4. 取引において事故等が発生した場合における処理方法が適切に定められていること。 5. 市長による卸売の内容の確認が可能なるものであること
標準処理期間	1ヶ月
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shi-jo/page/0000023288.html
備考	—